運営規程

社会福祉法人京都社会事業財団 京都市桂川老人デイサービスセンター

指定通所介護・介護予防型デイサービス

京都市桂川老人デイサービスセンター 指定通所介護・介護予防型デイサービス

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人京都社会事業財団が実施する京都市桂川老人デイサービスセンター指 定通所介護・介護予防型デイサービス事業所(以下「事業所」という。)の適正な運営を 確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態等にある高齢者に 対し、適正な指定通所介護・介護予防型デイサービス(以下「通所介護」という。)を提 供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所は、利用者が要支援・要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、 必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解 消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るも のとする。
 - 2 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な 連携を図り、総合的なサービスの提供を努めるものとする。
 - 3 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 サービスの提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等 関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。
 - 5 上記の他「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年1月9日京都市条例第39号)」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の関する基準(平成11年厚生省令第37号)」及び「京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - ① 名 称 : 京都市桂川老人デイサービスセンター
 - ② 所在地 : 京都市西京区下津林東大般若町32番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
 - ① 管理者 常勤1人(業務に支障のない限り他の職種との兼務を行う場合がある。) 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
 - ② 生活相談員 1人以上(サービス提供時間を通じて毎日常時1名以上配置する。) 生活相談員は、利用者の生活向上を図るため、利用者からの相談に応じるととも に、必要な助言、その他の援助等を行うものとする。
 - ③ 介護職員 3人以上(サービス提供時間を通じて毎日常時1名以上配置する。) 介護職員は、利用者の入浴や食事等の介護サービスを提供又は必要な支援を行う ものとする。
 - ※ 生活相談員又は介護職員のうち1人以上を常勤とする。
 - ④ 看護職員 1人以上(毎日1人以上配置する。) 利用者の健康管理業務等を行うものとする。
 - ⑤ 機能訓練指導員 1人以上 機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行うものと する。

(営業・休日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業・休日及び営業時間は次のとおりとする。職員の勤務体制については、 社会福祉法人京都社会事業財団京都桂川園の就業規則に準じて定めるものとする。
 - 月曜日から土曜日まで
 - ② 休 日 日曜日・年末年始(12月31日から1月3日)
 - ③ サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分
 - ④ 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(指定通所介護の利用定員)

第6条 1日あたりの利用定員は、25名とする。

(指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額)

- 第7条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。
 - ① 通所介護計画の作成、利用者への説明と実施
 - ② 入浴及び食事の提供とその介護並びにその他の日常生活の世話
 - ③ 送迎サービス、健康チェック及び機能訓練の実施
 - ④ 主治医等と適切に連携し、ご家族等に対し相談支援等の実施(若年性認知症ケア)
 - 2 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告 示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人 の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
 - 3 前項のほか、次の費用は利用者の負担とする。
 - ① 利用者の選定に係る通常の時間を超える指定通所介護に要する費用で前項の基準 額を超える費用
 - 1 食あたり 750 円 (昼食 650 円 おやつ 100 円) ② 食 費
 - ③ おむつ代 1 枚 20 円~92 円 (注:持参分が不足した場合)
 - ④ その他日常生活において通常必要となる費用
 - ○レクリエーション、クラブ活動の材料費

実費相当額

○サービス提供記録等の複写物のコピー代 1枚につき

10円

- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し当該サービスの内 容及び費用について事前に説明し、同意を得るものとする。
- 「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」の実施事業所として、低所得等による 負担の困難な方に対して援助を行うものとする。

(利用の中止、変更、追加「契約書第8条参照」)

- 第8条 利用者は、利用予定日の前に、契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中 止または変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができるものとする。 中止する場合は、契約者はサービス実施日の前日までにデイサービスセンターに申 し出ることとし、変更若しくは新たなサービスの利用を追加する場合には、契約者は 契約された介護支援専門員に申し出ることとする。
 - 2 契約者が、利用予定日の前日(正午)までに申し出がなく、当日になって利用中止 の申し出をされた場合は、キャンセル料として食事代相当分(下記の料金)を支払う ものとする。介護予防事業をご利用の方は月額定額報酬のためキャンセル料ではなく 予約していた食事代を支払うものとする。

但し、契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではないものとする。

前日(正午)までに申し出があった場合	前日(正午)までに申し出がなかった場合
無料	750 円
	S

3 サービス利用の変更・追加の申し出に対して、デイサービスセンターの稼動状況に より、契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時 を契約者に提示して協議するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域 京都市西京区のうち、桂徳・桂東・川岡・川岡東学区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第10条 利用者は、通所介護計画の作成の参画し、日常生活の世話及び機能訓練を通じて自立した生活ができるように努めるものとする。
 - 2 指定通所介護の利用に当たって、喧嘩、暴力等他人に著しく迷惑を及ぼす等秩序を 乱す行為をしてはならないものとする。

(緊急時などの対応)

第11条 職員は、指定通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関(同一法人・京都桂病院)に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画書を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難訓練及び消火訓練、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、日頃から地域住民の参加、消防団との連携を図り、火災時等の際の消火、避難の協力体制を整備する。

(衛生管理・感染症の予防及びまん延の防止の為の措置等)

- 第13条 利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に 努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う ものとする。また、調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法(昭和22年法律第223 号)等関係法規に準じて行うものとする。
 - 2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむ ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に 周知徹底を図るものとする。
 - 3 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 4 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するものとする。

(事故等発生時の対応)

- 第14条 利用者に対するサービスの提供により事故および感染・虐待等が発生した場合は、速やかに利用者家族及び京都市その他市町村、関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行うものとする。
 - 2 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うとともに、適切に事故発生時の対応および再発防止策を講じるための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
 - 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待の防止)

- 第16条 虐待の発生又はその再発を防止するために、対策を検討する委員会を定期的に開催 するとともに、その結果について、職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - 2 施設における虐待防止の指針を整備する。
 - 3 介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
 - 4 虐待の発生又はその再発を防止するために、担当者を設置する。

(身体的拘束等の適正化)

- 第17条 事業所は利用者に対し、利用者又はほかの利用者等の生命又は身体を保護するため に緊急やむを得ない場合の例外3原則(①切迫性②非代替性③一時性)と認められる 時以外は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
 - 2 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

なお、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その時点で個別に説明を行うととも に同意を得るものとする。

(ハラスメント対策)

第18条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は 優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによ り職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講 じる。

(個人情報の保護)

- 第19条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」 及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱い のためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
 - 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービス の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはあ らかじめ文書等により利用者及びその家族の了解を得るものとする。
 - 3 職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持し、退職した場合においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。
 - 4 その他必要なことに関しては京都桂川園個人情報管理規程を遵守する。
 - 5 申請等書類における個人番号(マイナンバー)の取扱いについては、厚生労働省事 務取扱(平成27年12月15日発出)に係る留意点および京都市の事務取扱を遵守する。

(その他運営についての留意事項)

- 第20条 本事業の社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。
 - 2 事業所は、通所介護に関する内容を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - 3 この規程に定める事項の他、社会福祉法人京都社会事業財団京都桂川園の定める運営基本方針並びに管理規程等を遵守することとし、さらに運営に関する重要事項は、社会福祉法人京都社会事業財団が定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(改正)

平成 12 年 6 月 1 日施行 利用者定員を 15 名から 18 名に変更 平成 13 年 6 月 1 日施行 利用者定員を 18 名から 20 名に変更

平成13年 11月 1日施行 利用の中止、変更、追加の挿入等

平成16年 12月 1日施行 年末年始の休日変更

平成17年 4月 1日施行 職員の職種、員数及び職務内容変更 個人情報保護の追加

平成17年 10月 1日施行 営業・休日及び営業時間の変更、食費の変更

平成17年 11月 1日施行 職員の職種、員数、及び職務内容の変更

平成17年 12月 20日施行 事故発生時の対応追加

平成18年 4月 1日施行 職員の員数変更、若年性認知症ケアの追加

平成18年 4月 1日施行 営業・休日及び営業時間

平成19年 4月 1日施行 職員の員数変更、営業・休日及び営業時間

平成20年 4月 1日施行 職員の員数変更

平成 20 年	7月	1日施行	利用者定員を20名から30名に変更
平成 21 年	4月	1日施行	職員の員数変更
平成 22 年	4月	1日施行	職員の員数変更
平成 22 年	8月	1日施行	職員の員数変更
平成 23 年	4月	1日施行	職員の員数変更
平成 24 年	4月	1日施行	職員の員数及びサービス提供時間の変更
平成 25 年	4月	1日施行	職員の員数変更
平成 26 年	4月	1日施行	職員の員数変更
平成 28 年	1月	1日施行	申請書類等における個人番号の取扱いについて
令和3年	4月	1日施行	利用者定員を30名から25名に変更、職員の員数、事業の
			実施地域変更等
令和3年	8月	1日施行	食費変更等
令和 4年	4月	1日施行	サービス提供時間の変更